

議案第 55 号

議決第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）9月3日提出

始良市長 湯元敏浩

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（始良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 始良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年始良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 始良市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成22年始良市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（始良市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 始良市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成22年始良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料の月額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年始良市条例第●号）第17条に規定する報酬の額）」を加える。

（始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成22年始良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員、任期付育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（始良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 始良市職員の育児休業等に関する条例（平成22年始良市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 公益的法人等への始良市職員の派遣等に関する条例（平成22年始良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（始良市報酬及び費用弁償等条例の一部改正）

第7条 始良市報酬及び費用弁償等条例（平成22年始良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

始良市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償等条例

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に、「委員会の委員、監査委員その他市の非常勤の職員」を「特別職の職員で非常勤のもの」に改める。

別表1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

	職名	報酬額
(1) 地方公務員法第3条第3項第1号に該当	教育委員会委員	月額 45,000円
	農業委員会会長	基本給 月額 70,000円
		能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	農業委員会会長職務代理者	基本給 月額 49,000円
		能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	農業委員会委員	基本給 月額 47,000円
		能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	監査委員（識見）	月額 100,000円
	監査委員（議選）	月額 57,500円
	選挙管理委員会委員長	日額 6,400円
	選挙管理委員会委員	日額 5,500円
	公平委員会委員長	日額 4,800円
	公平委員会委員	日額 4,600円
	固定資産評価審査委員会委員長	日額 4,800円
固定資産評価審査委員会委員	日額 4,600円	
固定資産評価員	年額 60,000円	
(2) 地方公務員法第3条第3項第2号に該当	農地利用最適化推進委員	基本給 月額 30,000円
		能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	市有林監視人	年額 34,600円
	地区公民館長	日額 4,400円
地区公民館主事	日額 4,400円	

	行政不服審査会会長	日額 12,500円
	行政不服審査会委員	日額 11,500円
	いじめ対策専門委員会委員長	日額 12,500円
	いじめ対策専門委員会委員	日額 11,500円
	空家等対策協議会委員（法務に関する学識経験者のうち、弁護士）	日額 11,500円
	空家等対策協議会委員（弁護士以外の者）	日額 4,400円
	公共施設再配置検討委員会（大学教授）	日額 18,000円
	公共施設再配置検討委員会（大学教授以外の者）	日額 4,400円
	複合新庁舎建設検討委員会（大学教授等）	日額 15,000円
	複合新庁舎建設検討委員会（大学教授等以外の者）	日額 4,400円
	その他の法令又は条例等に基づく附属機関等の会長	日額 4,600円
	その他の法令又は条例等に基づく附属機関等の委員	日額 4,400円
(3) 地方公務員法第3条第3項第3号に該当	学校医	年額 173,200円
	学校医（歯科医）	年額 173,200円
	学校薬剤師	年額 60,000円
	産業医	日額 20,000円
	福祉事務所嘱託医	日額 14,000円以内で市長が定める額
	滞納整理指導官	月額 140,000円以内で市長が定める額
	その他の特別職非常勤職員	日額 15,000円以内、月額 410,000円以内で市長が定める額
	選挙長	1回につき 10,800円

(4) 地方公務員法第3条第3項第3号の2に該当	開票管理者	1回につき 10,800円
	選挙立会人	1回につき 8,900円
	開票立会人	1回につき 8,900円
	投票所の投票管理者	日額 12,800円
	投票所の投票立会人	日額 10,900円
	期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円
	期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円

備考 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の能率給の額は、第4条の規定にかかわらず、毎会計年度の末日までに支給する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、市長が定める日に支給することができる。

(始良市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 始良市職員の給与に関する条例（平成22年始良市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第20条中「定めるものを除くほか」を「定めるもののほか」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第20条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

(始良市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 始良市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年始良市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(会計年度任用職員の報酬等)

第18条 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に任用される会計年度任用職員の報酬等については、始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年始良市条例第●号）に規定する報酬等の例による。

(始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 始良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年始良市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条の2」の次に「及び始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年始良市条例第●号）第9条」を加える。

（始良市職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第11条 始良市職員等の旅費に関する条例（平成22年始良市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（以下「一般職の職員」という。）」を「及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」に改める。

（始良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 始良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年始良市条例第222号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改める。

第20条を次のように改める。

（会計年度任用企業職員の給与）

第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、宿日直手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、始良市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年始良市条例第●号）の規定を準用する。

（始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の廃止）

第13条 始良市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成27年始良市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。